

地域未来投資促進法における土地利用調整計画の策定について

現在、宇治市では、「宇治市産業戦略」及び「宇治市都市計画マスタープラン」に基づき、「国道24号沿道地区」における新たな工業用地の確保に向けて、地域未来投資促進法を活用した取組を進めているところです。

この度、地域未来投資促進法に基づく土地利用調整計画の進捗状況につきまして、ご報告いたします。

記

1. 「地域未来投資促進法」に基づくこれまでの取組状況について

令和3年8月24日	京都府を通じて基本計画を国に提出
9月24日	国が基本計画に同意
10月5日	市民環境常任委員会に報告

<基本計画の概要>

- ・広域幹線道路へのアクセスが容易で、職住近接による人材の確保がし易いことなどから、「国道24号沿道地区」を重点促進区域として設定（安田町五反坪、安田町鶴飼田、伊勢田町西遊田）
- ・計画期間は、計画同意の日から令和8年度末まで
- ・「国道24号沿道地区」は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域であり、原則的に土地利用転換ができないエリアであるところ、同基本計画を策定することにより、例外的な転用に向けて協議が可能となる

2. 土地利用調整計画の概要について

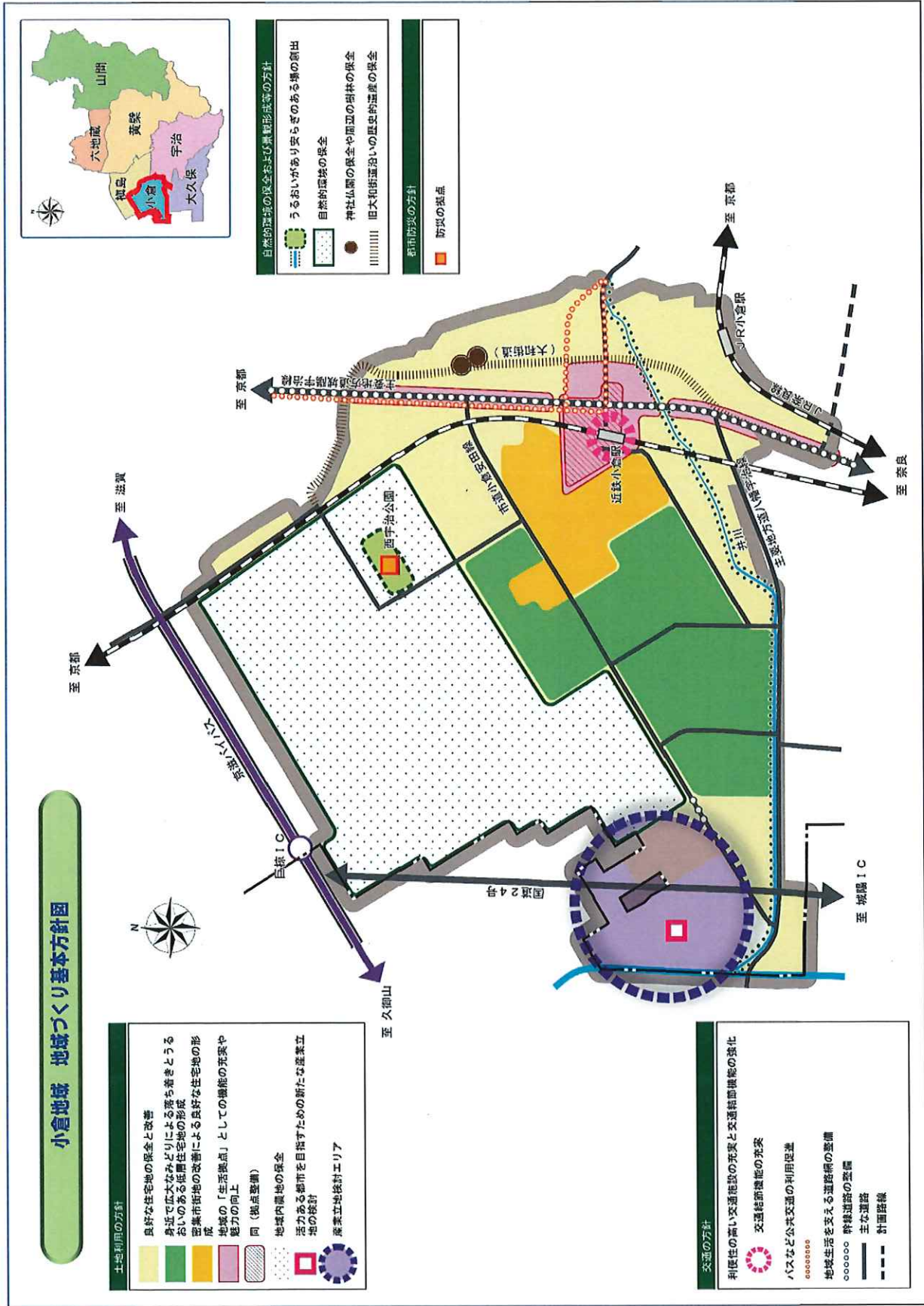
- 基本計画で定める重点促進区域（約32ha）のうち、土地利用調整区域として約16haを設定
- 当該地区に立地を希望する事業者は10社程度（基本計画では7社）
- 土地利用の調整に関する事項（当該区域における治水対策、周辺農地への影響など）を記載

3. 今後の取組予定

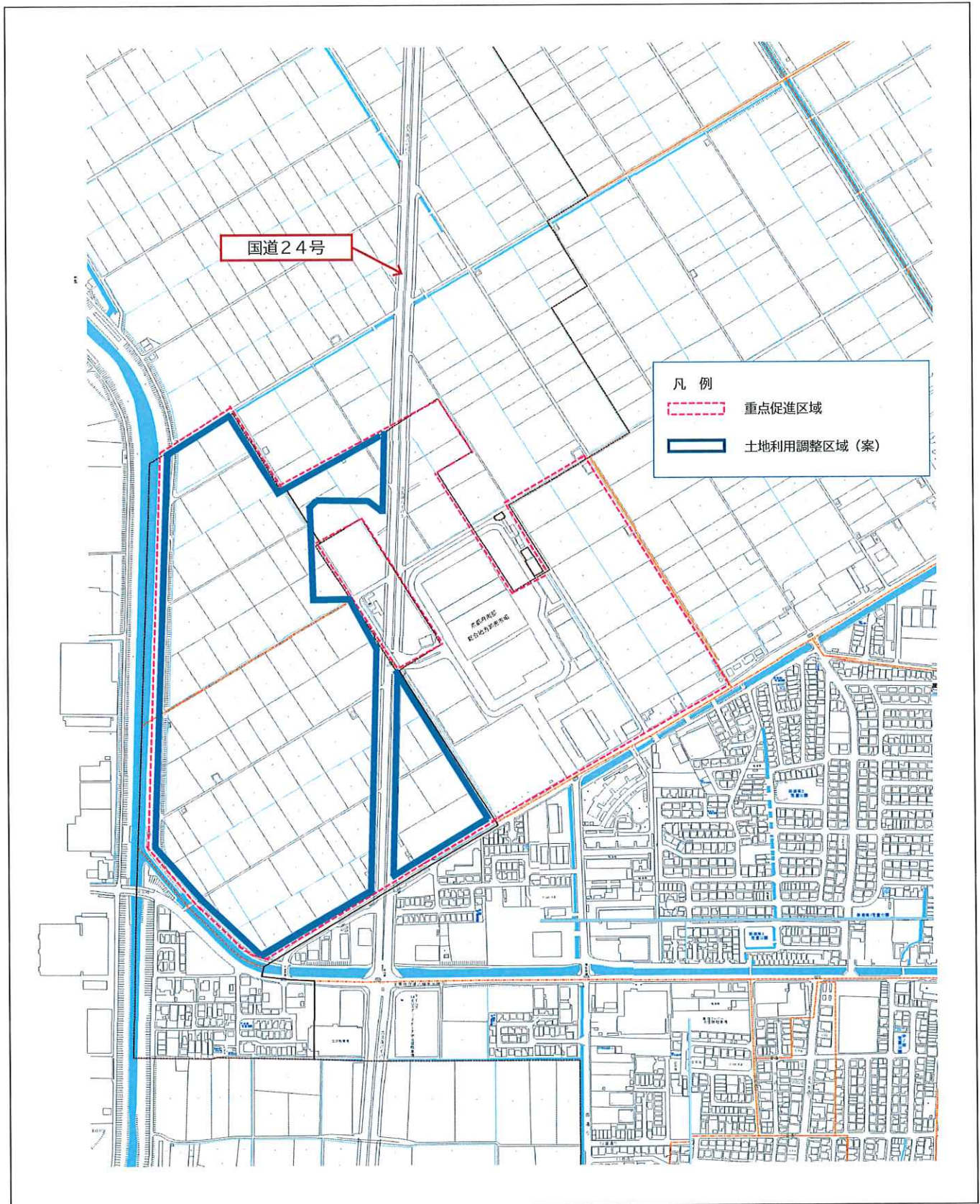
- 土地利用調整計画の京都府同意の取得に向けて、引き続き調整を行う
- 当該地区における農政との調整や治水対策について、引き続き関係機関と詳細な協議・調整を行う
- 当該地区は市街化調整区域に指定されているため、土地利用調整区域を対象エリアに、都市計画法に基づく地区計画の決定に向けた手続きを開始する
- 同計画への京都府同意が得られた後、農振法、農地法にかかる手続きを開始する
- 当該地区に立地を希望する事業者の地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の策定を支援

都市計画マスタープラン抜粋

【小倉地域】



国道24号沿道地区 土地利用調整区域（案）



本図は、PASC0社のWebGISシステムを基に作成したものである（縮尺 2,500分の1）。